

【多分野共同等芸術創造活動】

1 趣 旨

特定の芸術分野にしばられない芸術創造活動や芸術家及び芸術家のグループが行う新しい芸術分野を切り開くような独創性に富んだ芸術創造活動を支援します。

2 助成の対象となる者

芸術の創造普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の芸術家又は芸術に関する団体で、次の(1)～(5)のいずれかに該当し、かつ、実績要件を充たすものとします。

- (1) 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人(※)
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 上記(1)(2)以外の法人格を有する団体であって、原則として自ら一定数以上の実演家を擁するもの又は自ら劇場施設を有するもの
- (4) 法人格を有しないが、次の要件をすべて充たしている団体
 - ア 主たる構成員が芸術家又は芸術団体であること
 - イ 定款、寄付行為に類する規約等を有し、次のウ～オについて明記されていること
 - ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
 - カ 平成22年11月1日現在、団体設立後、1年以上の芸術活動実績を有すること
- (5) 責任を持って活動を遂行する能力と意欲を有する芸術家又は芸術家のグループで、振興会の理事長が適当と認めるもの

- ※ 特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

(実績要件)

団体、グループ、それらの構成員又は芸術家個人が、過去に日本国内での芸術の創造普及に係る活動を自ら主催した実績を有するものとします。

3 助成の対象となる活動

助成の対象となる者が自ら主催して我が国において行う次に掲げる公演・展示等の芸術創造活動を対象とします。

ただし、宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないものとします。

- (1) 異なる分野の芸術団体等が共同して行う公演・展示等活動
- (2) 特定の芸術分野に分類することが困難な公演・展示等活動
- (3) 芸術家及び芸術家のグループが行う新しい芸術分野を切り開くような独創性に富んだ新作等の公演・展示等活動

(注)

「多分野共同等芸術創造活動」に応募する場合は、文化庁芸術創造活動特別推進事業との併願はできません。

美術に関する展示活動で、展示の一環としてパフォーマンス等が行われるような場合は、「美術の創造普及活動」に応募してください。美術館（美術展示施設を含む）が主催する美術に関する展示活動は「地域文化施設公演・展示活動（美術館展示活動）」に応募してください。

4 要望書に記載できる経費（領収書等により経費を確認できること）

	項目	細目	内 訳
助 成 対 象 経 費	作品借料	作品借料	作品借料（保険料を含む）
	出演・音楽・ 文芸費	出演費	指揮料，演奏料，ソリスト料，合唱料，舞踊家・俳優等出演料等
		音楽費	作曲料，編曲料，作詞料，訳詞料，音楽制作料，副指揮料，コレペティ料，調律料，楽器借料，楽譜借料，写譜料，楽譜製作料等
		文芸費	演出料，監修料，振付料，舞台監督料，音響・照明プラン料 舞台美術・衣装等デザイン料，演出等助手料，脚本料，翻訳料， 著作権使用料，企画制作料（注）等
	会場・舞台・ 設営費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む），稽古場借料（定期的な練習は除く）等
		舞台費	大道具費，小道具費，衣装費，かつら費，メイク費，履物費，照明費， 音響費，字幕費，舞台スタッフ費，器材借料等
		設営費	会場設営・撤去費等
		運搬費	道具運搬費，楽器運搬費，作品運搬費等 （搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間で必要な場合のみ）
	謝金・旅費・ 宣伝等費	謝 金	原稿執筆謝金，翻訳謝金，会場整理員謝金，託児謝金，講演謝金等
		旅 費	交通費，宿泊費，日当（宿泊を伴う場合のみ）等 （搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間で必要な場合のみ）
		通信費	案内状送付料等
		宣伝費	広告宣伝費（新聞，雑誌，駅貼り，宣伝デザイン料等）， 入場券等販売手数料，立看板費等
		印刷費	プログラム印刷費，図録印刷費，台本印刷費，入場券印刷費， チラシ印刷費，ポスター印刷費，アンケート用紙印刷費等
		記録費	録画費，録音費，写真費等
助 成 対 象 外 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・賞品代 ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金，グリーン料金等） ○自ら設置し又は管理する会場施設において公演活動を行う場合の会場使用料 ○催事（イベント）保険料 		

（注）

- 企画制作料は，事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく，助成対象公演における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。
- ゲネプロ（通し総稽古）から公演終了までの期間で，公演会場と同一の会場にて行うワークショップ等の経費は助成対象経費とします。

5 要望書に記載できない経費

- 美術作品の制作費 ○美術作品の買上げ費 ○展示作品の恒久的な設置経費
 - 事務所維持費 ○職員給与 ○印紙代 ○振込手数料 ○オーディション経費
 - 楽器・楽譜購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○電話代 ○ビザ取得経費
 - 自ら設置し又は管理する会場施設において稽古を行う場合の稽古場借料
 - 定期的な練習のための稽古場借料 ○ホームページ運用費 ○交際費・接待費 ○予備費
 - 取材・会議等に係る経費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費
 - 飲食に係る経費 ○記念品代 ○書籍・CD等資料購入費 ○稽古ピアノ謝金 ○備品等購入費 等
- （注）これらの経費は，外部に委託した場合についても記入できません。